

東通村子ども医療費助成制度のお知らせ

東通村では、平成 22 年 4 月 1 日より、「子ども医療費助成制度」を開始し、小学校一年生から中学校三年生のすべての児童が医療費の償還払いを受けることが出来ます。（子ども医療費助成申請書は、いきいき健康推進課に準備しております。）

○対象条件

- ・ 東通村に住所を有し、かつ 15 歳（小学校一年生から中学校卒業）までの児童

○医療助成の対象となるもの

- ・ 医療機関、薬局、歯科等で健康保険の適用を受ける一部負担額

○医療助成の対象とならないもの

- ・ 健康保険の適用を受けないもの

例：予防接種、薬の容器代、入院時の差額ベッド代、文書料等、
入院時の食事療養費、交通事故等で被害を受けた場合

- ・ 学校内（登下校含む）で負った怪我の治療に係るもの

※学校では、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済に加入していますのでそちらの制度を利用します。（詳細は村教育委員会又は学校にお問い合わせ下さい。）

○持参するもの

1. 領収書

医療機関から受け取ったら大切に保管し、紛失しないようにしましょう。
提出の際は、同月分を必ずまとめて持参してください。

2. 印鑑（認印で可）

3. 健康保険証（子どもが加入しているもの）

4. 保護者等の預金口座のわかるもの

口座名義はなるべく同居している父又は母としてください。なお、一度申請された方は以後指定する口座をなるべく変更しないようにお願いします。変更する場合は係に申し出てください。
※ゆうちょ銀行を希望する方は、確認事項があるため必ず通帳を持参して下さい。

○留意事項

- ・ 上記の「持参するもの」を用意し、いきいき健康推進課（保健福祉センター内）にて申請して下さい。（必要事項の記入漏れにご注意下さい）
- ・ 児童 1 名ごと、月ごとに 1 枚の申請をお願いします。入院が伴う場合は複数枚の申請書が必要となります。
- ・ 申請は受診日の翌月から数えて六ヶ月間有効ですが、1 ヶ月ごとの提出を心がけるようご理解ご協力をお願いします。
- ・ 申請の受付は随時行なっております。
- ・ 支払い時期は、月末締めで翌月末日の支払い予定です。

注意：就学前の乳幼児医療給付事業及び、ひとり親家庭等医療費給付事業については従来どおりの対応となります。

問い合わせ先 ： いきいき健康推進課
子ども医療費担当まで 電話 28-5800（直通）